

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和6年度水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務（東光小学校ほか5校）
発注課	札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課
選定事業者	一般財団法人札幌市スポーツ協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は老朽化した学校プールの在り方検討の一環として、小学校の水泳授業において公共プールの活用可能性について検証する必要がある、安全かつ効果的に水泳授業を実施することを目的としている。</p> <p>東光小学校、東札幌小学校、伏見小学校、東橋小学校、東山小学校、発寒南小学校において、別紙基準に基づき、一般財団法人札幌市スポーツ協会が所管する区温水プール等の施設を選定、同協会から受入可能の旨を確認し、当施設で水泳授業を実施することとなった。</p> <p>札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成15年条例第33号）第8条の規定に基づき本市と指定管理者の間で締結された協定書より、第三者委託は禁止されていることから、区温水プール等を活用した水泳授業実施に係るインストラクター配置等業務を受託できるのは当事業者のみである。</p> <p>以上のことから、本業務を履行できるのは、一般財団法人札幌市スポーツ協会において他にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、当事業者と特定随意契約を行う。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ <b>第91条</b> ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決定日	令和6年5月15日